



Vol.18

— 令和元年8月発行 —
烏川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030
印刷所 有限会社 榛 輝



ふるさとの
もり
森林を育てる

森林組合

主な内容

- ・ 組合長あいさつ
- ・ 第18回通常総代会開催報告
- ・ 事務局情報
- ・ 森林経営管理制度
- ・ 苗木注文

組合長あいさつ

代表理事組合長

市川 平治

情報誌「森だより」第十八号の発刊にあたり、先ず、当組合の現状をご報告申し上げたいと存じますが、平成最後の年となった三十年度も、組合員各位のご理解ご協力、そして、行政当局の手厚いご支援を頂き、概ね順調に事業を実施できたものと考えております。

特に昨年度は、平成二十八年度に策定した「烏川流域森林組合運動方針」の第三年次にあたり、主な目標である森林整備面積の拡大と素材生産量の増大に向けて積極的な取り組みを行いました。

具体的には、その基本となる森林経営計画の策定を進め、三団地四百三十二haの経営計画を樹立致しました。

そして、組合員を対象とした経営計画策定森林を中心に、七十二haの間伐を実施、さらに、県や高崎市、等の公的機関からの受注による百五十七haの森林

整備に取り組みました。

木材生産では、新型フォワードF801の導入等による作業効率の向上を図り、組合直営の木材生産量は、前年比百五十七%にあたる実績を達成しております。

一方、林業界全般の振興を図る意味からも関連事業体との綿密な連携が必要という考えから、三年前の「高崎地区素材生産組合」と締結した協定に続いて、三十年度には「高崎市材木商組合」との提携協定を結び、高崎市が進める「高崎市内産木材を活用した公共建築物の木造化」事業に対応する体制を整えました。

このような事業展開の結果、事業総収益は当初計画に対し一〇三%の増収となり、職員・作業班員への期末賞与も支給することができました。しかしながら、本組合に限らず林業界の給与水準は他業種に比較して、決して高水準とは言えない面もございます。

何と言っても、積極的な事業展開を進めるにあたって、職員・作業班員のモチベーションの

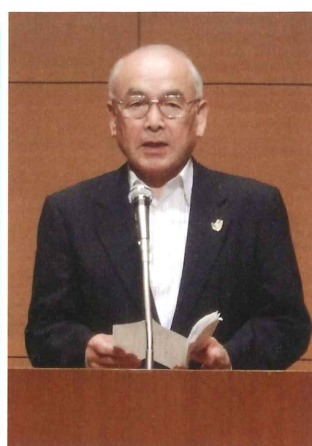
向上を図ることは不可欠であります。

今後とも林業に従事することが誇りとなり、それが、生活の安定にも繋がるような組合経営に努め、諸々の林業施策を進める基本的要件である人材の確保を最重要課題の一つと位置付けて参りたいと考えます。

また、ここで林業界を取り巻く情勢について述べさせて頂きたいと思いますが、昨年も申し上げた通り、国の「森林環境税」制度が施行され、令和元年度からは各自治体に対して「森林環境譲与税」が交付されることになりました。ご存知のとおり、この交付金は、森林面積と人口とによって按分されることから、群馬県では高崎市が最も高い比率で交付を受けると聞いております。

そこで、この譲与税を活かした数々の施策が実施される中で、県や高崎市との連携を図り、そのご指導を頂きながら実働部隊としての森林組合の果たすべき役割と期待に応えるべく、新制度に対応する体制を整えて参りたいと思います。

新しい令和の時代を迎え社会の風潮や経済の流れがどの様に変わろうとも、私たちは資源を育て環境を守る、林業と言う産業が果たすべき使命を胸に、更なる事業の充実を目指して参りますので、組合員の皆様の格別なご理解とご支援をお願い申し上げます。



第十八回

通常総代会開催

榛名文化会館エコール

令和元年六月二十六日

総代会提出議案

○第一号議案

平成三十年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案承認の件

○第二号議案

平成三十一年度(令和元年度)



議長の下田 保治様

- 事業計画書承認の件
- 第三号議案
経費の賦課金額及び賦課金徴収時期決定の件
- 第四号議案
造林補助金取扱い手数料率決定の件
- 第五号議案
一組合員に対する債務保証の最高限度決定の件
- 第六号議案
借入金の最高限度額決定の件
- 第七号議案
役員報酬決定の件
- 第八号議案
余裕金の預け入れ先金融機関決定の件
- 付帯決議
※全ての議案について、原案のとおり可決・承認されました。

平成30年度 決算の概要

1. 組合員及び出資金

組合員数 (人)	出 資 金	
	出資口数(口)	出資金総額(円)
1,842	514,401	51,440,100

2. 貸借対照表

資 産		負債・純資産	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流 動 資 産	214,511,270	流 動 負 債	56,753,681
固 定 資 産	35,826,630	固 定 負 債	14,176,398
		出 資 金	51,440,100
		利 益 剰 余 金	124,314,538
		資 本 準 備 金	3,653,183
資 産 合 計	250,337,900	負債・純資産合計	250,337,900

3. 損益計算書

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
事業総利益	89,996,260	法定準備金	4,000,000
事業利益	27,608,215	任意積立金	33,132,800
経常利益	27,811,159	次期繰越剰余金	12,166,161
特別損益	△11,706		
税引前当期純利益	27,799,453		
当期剰余金	19,960,653		
前期繰越剰余金	29,338,308		
当期末処分剰余金	49,298,961		

4. 剰余金処分案

出席いただいた来賓の皆様

西部森林環境事務所長

曲 沢 修 様

群馬県森林組合連合会

参 事 佐 藤 幸 郎 様

高崎市議会副議長 時 田 裕 之 様

高崎市議会市民経済常任委員会
委員長 清 水 明 夫 様

群馬県議会議員 伊 藤 祐 司 様

群馬県議会議員 後 藤 克 己 様

群馬県議会議員 松 本 基 志 様

群馬県議会議員 高 井 俊 一 郎 様

森林研究・整備機構森林整備センター
前橋水源林整備事務所長

岸 本 映 様

高崎市農林課長 高 橋 幸 弘 様

高崎地区素材生産組合
組合長 内 山 右 之 助 様

前組合長 石 井 清 一 様



総代会の様子

事務局情報

一、新規採用

平成三十一年四月一日付

事業課 技師補

吉田 大希（二十一歳）
出身地 前橋市



作業班

反町虎太郎（二十一歳）
出身地 榛東村



二、異動

平成三十一年四月一日付

課長補佐

高橋 哲平

指導課から事業課へ

課長補佐

都橋 正幸

事業課から指導課へ

「高崎市産木材の安定供給に関する協定」を締結しました



平成三十年十一月、高崎材木商組合と「高崎市産木材の安定供給に関する協定」を締結しました。

これは、地域の林業・木材産業の活性化、および市産材を活用した公共施設等の建設を推進するため、市産材の安定的・継続的な利用拡大の取り組みに込めることを目的としています。

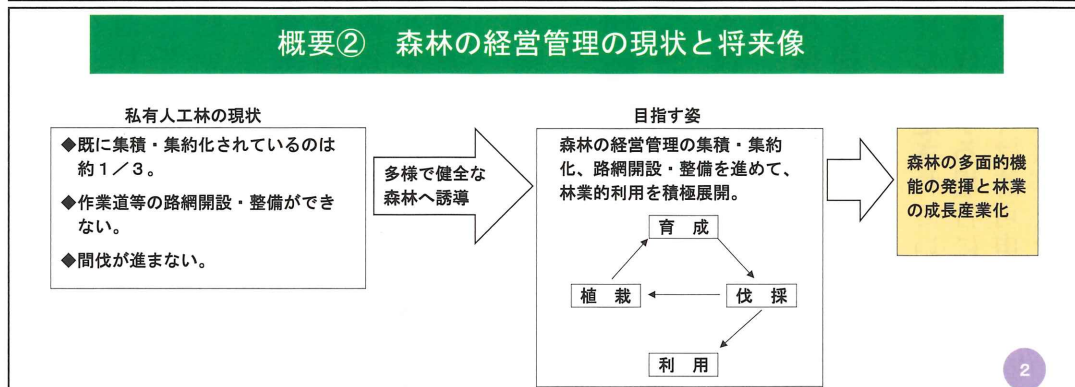
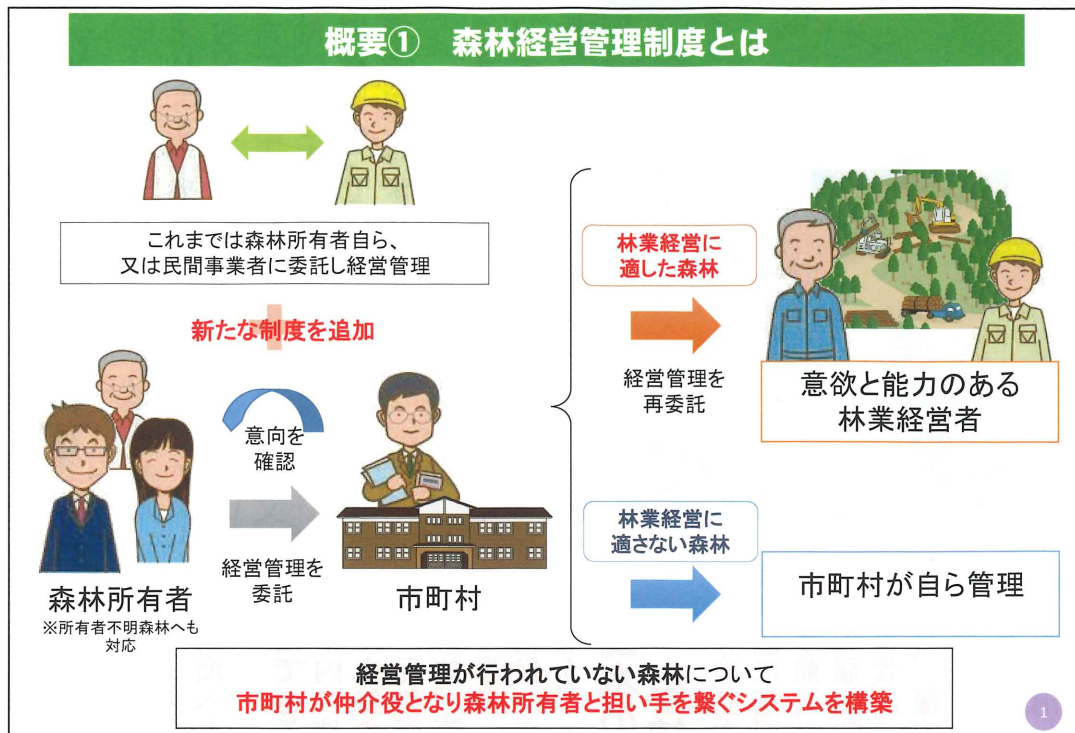
新型フォワーダ F801を導入しました

平成三十年十月、国、県、高崎市からの補助金を受け、新型フォワーダ（運材車）F801を導入しました。

この新型の特徴は、従来型に比べ、集材作業が効率的に行えるほか、走行速度、積載量なども優れています。そのため、伐採場所から山土場（集積場所）までの距離が長い現場で特に能力を発揮します。



林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る、 国の「森林経営管理制度」がスタートしました。



概要③ 森林経営管理制度により期待される効果

市町村 (地域全体)	○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。 ○ 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。
森林所有者	○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる。</u> ○ 意欲と能力のある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が期待できる。
地域の 林業経営者	○ 多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。 ○ これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。

3

森林所有者の皆様の意向確認については、高崎市が今後数年を掛け行っていく予定です。
お手元に書類が届いた際は、ご回答の協力をお願い致します。

森林組合からのお知らせ

苗木の注文を承ります

スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等の苗木の注文を承ります。来春に植栽を予定している方は、お早めにご連絡下さい。ご連絡をいただいた方に、苗木価格が決まり次第、注文紙を送付いたします（二月頃予定）。

なお、樹種によっては品薄のためご希望に沿えない場合もあります。

（注意） 今年度も地区連絡員による注文の取りまとめはありません。



◆木竹粉碎機（チップパー）の貸出しについて

高崎市から委託を受け、木竹粉碎機（チップパー）の貸出し（有料）を行っております。

利用（貸出し）の詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

◆利用できる事業

- ・高崎市内の地域団体等による、ぐんま緑の県民基金事業
- ・里山元気再生事業
- ・その他、管理責任者が特に認める事業

※営利目的の事業には利用できません。

◆立木の伐採申請手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。

また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合には、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。※詳細は、森林組合にご相談ください。

◆組合員資格の変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員情報（名義、住所など）の変更が生じた場合は、森林組合への届け出が必要となります。

届出手続きの詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

●購買品のご案内

好評な刈払機用超硬チップソー、ナタ、竹挽・剪定ノコ、蜂よけスプレー、熊よけ鈴のほか各種林業資材を扱っています。お気軽にお問い合わせください。



皆様の大切な森林を守ります 鳥川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303
(TEL) 027-378-2030 (FAX) 027-378-2305
(URL) <http://karasugawa-shinrin.or.jp/>